

平成15年裁判例（東京地裁 平成12年10月5日）

平成十二年一月五日判決言渡同日原本領収 裁判所書記官

平成九年(ワ)第 号 出資持分払戻請求事件

口頭弁論終結の日 平成十二年七月一三日

判決

東京都

原告

右訴訟代理人弁護士

東京都

被告 医療法人社団

右代表者理事長

右訴訟代理人弁護士

同 同

主 文

- 一 被告は、原告に対し、金一〇八七万一千四百九円及びこれに対する平成九年六月二十八日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告のその余の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第一 請求

被告は、原告に対し、一三億円及びこれに対する平成九年六月二十八日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

## 第二 事案の概要

被告の社員であった（以下「          」という。）は、平成八年六月に死亡した。被告の定款においては、社員が死亡した場合には社員はその資格を失い、退会した社員は出資持分の払戻しを請求することができる」と規定されていた。そして、          の妻であった原告が、          の死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権の全部を相続したので、右請求権を行使したのが本件である。原告は、右請求権の額は、被告の純資産額に原告の出資持分割合を乗じて算出される三七億四九〇〇万円を下らないと主張し、本訴においてはその内金として一三億円の支払を求めているが、これに対し、被告は、原告が払戻請求できる額は          の出資額である一〇八七万一四六九円を限度とするものであると主張している。

## 一 争いのない事実

- 1 被告は、昭和三十一年一月二十八日に設立された医療法上の医療法人社団であり、          はその社員であり、出資額は一〇八七万一四六九円であった。
- 2           は、平成八年六月二十七日死亡し、          の遺言により、その妻である原告が          の死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権を全額相続した。

## 二 主な争点

- 1 東京都知事の平成八年六月二〇日付け認可に係る定款変更（以下「本件定款変更」という。）がされる前の被告の定款（以下「旧定款」という。）九条の意義

## 2 本件定款変更の効力

## 三 争点に関する当事者の主張

- 1 争点1（旧定款九条の意義）について

## （一）原告の主張

被告の定款は、社員は死亡により資格を失い、退会した社員はその出資額に応じて払戻しを請求することができる」と規定している。

したがって、原告が払戻しを請求できる額は、被告の純資産額に原告の出資持分割合を乗じた額である。

### （二） 被告の主張

原告は、本件訴訟において、旧定款九条を根拠とし、同条につき、被告を退社した社員には払戻額の制限のない持分払戻請求権、すなわちその払込出資額に比例して金銭をもってする社団財産の分割を被告に請求する権利があると主張している。

旧定款九条は、退会した社員がその「出資額に応じて」払戻しを請求できることを規定しており、原告は、この文言を右主張の根拠としているが、「応じて」との文言を比例的な数量変化を表すために用いる場合には、比例の対象を明確にする必要があるところ、同条においては比例の対象は明

示されていないから、同条の文言は、出資額そのものの払戻しを意味するものと解釈するのが適切である。

また、医療法における医療法人制度の立法趣旨において、医療法人の継続性が重要な柱とされていること、医療法人の非営利性は医療法の基本原則であって強行法規であり、私的自治によって逸脱することは許されないことなどからすれば、医療法人に対する出資が医療法人の病院経営を通じた利殖手段として利用されるような事態を招くような定款解釈は許されない。

医療法人に対する出資が利益を発生させるような結果は、本来的に医療法人制度の趣旨に反するばかりか、私的自治を前提に定款を解釈したとしても導き得る結論ではない。すなわち、医療法人の設立時の出資者は、あくまでも医療を継続して遂行することを最大の目的としていたのであり、仮に定款規定上退社時の出資持分払戻請求権が認められているとしても、

出資金が戻る以外に自らの退社とともに病院が解体することまで予期して法人に参加しているものではない。また、医療法人に出資した者は、医療法人が営利を目的とすることができないことは熟知しており、自らの法人への出資が利益を生むものとは期待していないし、そのような期待が仮にあったとしても、医療法の趣旨に反し、許容することができない。さらに、被告が設立された昭和三十一年当時の出資持分が、その後のわが国の高度経済成長に伴うインフレーションを経て一〇〇倍以上の価値となるというような事象は、出資時点において誰も予測し、あるいは期待していなかった事象であって、私的自治の見地に照らしても明らかに予期しない利益の取得というべきである。しかも、このような利益の取得が医療法人制度によって守られるべき病院経営を困難にさせる事態を招くとすれば、法的には、不当な利益の享受であると評価されるべきである。

医療法の趣旨に照らせば、医療法人設立後の病院経営による余剰金は、医療継続のために使用されること、具体的には、医療の高度化とともに数年ごとに更新が予定される医療機器の購入等、あるいは、一定期間経過後に予定される建物を含めた医療施設全体の増改築等を含めた、医療法人の基本財産その他の資産の充実に充てられるべきことが予定されており、これは、医療法人設立時に出資した社員全員の合理的意思に合致するものである。そして、このような医療法人の医療遂行に必要な法人資産の解体は医療継続と相反するものである以上、当初から社員の出資払戻の対象から除外されていると解するのが相当である。

仮に、旧定款につき、原告の主張するような解釈をとった場合には、社員の専ら個人的な事情により自発的退社行為が利用されるおそれがある。たとえば、医療法人の医療とは全く関係のない個人的な資金繰りの必要から、退社して持分の現金化を図る行為を助長することにもなりかねない。しかも、病院の建替え前など、医療法人に積立資金等による資金的な余裕

が比較的ある時期を選んで退社することも可能となってしまう。また、医療法人の存続中に社員に相続が発生する場合もあるが、その際には、病院経営に直接関わることを望まない相続人が病院の存続を度外視して自らの個人的資金獲得に動く契機を与えることにもなる。このような払戻請求権の行使が頻発し、その都度法人資産のすべてを基礎とした持分の割合的金額を現金化しなければならぬとすれば、退社に伴う社員持分払戻金によって事実上病院が解体させられ、明らかに医療法人制度の創設の趣旨を正面から否定する結果が生じてしまう。

このように、旧定款九条に関する原告の解釈は適切でなく、同条は、退会した社員に対して、自己の出資額の払戻請求権を認めたとの解さなければならぬ。

## 2 争点2（本件定款変更の効力）について

### （一）原告の主張

(1) 被告は、持ち回り方式による社員総会決議により本件定款変更がされたと主張するが、社員総会も総会である以上、出席者が一堂に会すべきものであり、「持ち回り」の総会など概念としてあり得ない。旧定款も二六条、三三条により、総会の招集は日時及び場所を記載した書面で社員に通知しなければならないと定め、一定の日時に一定の場所に社員が集まるべきものとしている。また、旧定款二九条は、総会は社員の過半数の「出席」がなければ開会することができないとし、旧定款三〇条但書は、定款変更の決議は社員の三分の二以上が「出席」し、その三分の二以上の同意のあることが必要であると定めているところ、「持ち回り」方式では、「出席」ということはあり得ない。したがって、「持ち回り」による社員総会決議など到底認められず、そもそも社員総会は不存在であるというほかない。特に本件のように、医療法上、東京都知事が手続を審査した上で認可をしなければ有効とは

ならず、かつ、実質的にも社員の権利に極めて重大な結果をもたらす定款変更が「持ち回り」などによって認められるべきでないことは明らかである。

(2) 本件定款変更は、原告だけでなく、合名会社にも重大な影響を及ぼすものである。

すなわち、合名会社の出資額は五〇〇〇万円であるところ、本件定款変更がなされれば、同社の有する時価数十億円相当の出資持分が額面である五〇〇〇万円の価値しか有しないものとなってしまふ。

そして、合名会社は、営利を目的とする社団であるから、時価数十億円の価値のある資産を何らの対価もなく五〇〇〇万円の価値しかないものにしてしまふのは、明らかに営利の目的に反するものであつて、同社の目的の範囲外の行為であるところ、合名会社が会社の目的の範囲外の行為を行うには総社員の同意が必要である。

ところが、合名会社が本件定款変更の決議に賛成するについて、同社の総社員の同意は存在しない。

したがつて、平成八年五月二〇日の定時総会において、合名会社の代表者として賛成（同意）の意思表示をしたとしても無効であり、出資持分の約八割を占める同社の賛成の意思表示が無効である以上（出席者の三分の二以上の同意という旧定款三〇条但書の要件も欠くことになる。）、右決議自体も無効となる。

(3) 被告は、平成八年六月一二日の午後七時から午後七時四〇分までの間、被告理事長室で、議決権を有する社員及び役員一六名の出席のもと、社員総会を開き、その社員総会において定款変更決議を行ったとの内容の虚偽の申請を行ったものである。

東京都知事は、医療法五〇条二項に基づき、被告の定款変更手続が法令又は定款に違反していないかどうかを審査した上で、これを認可した

ものであるが、これは、被告の申請した右の内容の手続が法令又は定款に違反しないものとして認可したものである。

しかし、実際には、定款所定の招集手続はおろか、右の日時場所に社員が集まった事実さえ存在しなかつたのであるから、認可手続の対象となつた定款変更手続が存在しないことになり、東京都知事による認可は無効であつて、本件定款変更の効力は生じないというほかない。

## (二) 被告の主張

(1) 被告の定款については、平成八年六月二日に本件定款変更があり、本件定款変更による変更後の定款（以下「新定款」という。）九条は、社員が出資持分の私戻請求をなし得る額は出資額を限度とする旨規定している。

本件定款変更は、まず平成八年五月二〇日に開催された被告の定時総会において承認可決された。右同日までの被告の社員は、

弟である（以下「一」という。）及び 合名会社の三

名であり、同総会には、社員兼 合名会社代表者として が出

席したが、 は欠席した。また、同総会においては、新たに

及び の六名が社員

となることが承認された。同総会の議事録には、出席者全員の署名押印（ 合名会社の代表者としての の署名押印を含む。）がされた。

右総会における決議に基づき、東京都に対する定款変更の認可申請手続を進めていたところ、東京都は、営利法人は医療法人社団の社員たり得ないとの解釈を示し、被告に対し、 合名会社を除く個人社員全員の承諾を取り付けるように指示した。

そこで、被告は、いわゆる持ち回り決議の方式により、平成八年六月一二日付で、 合名会社及び を除く社員七名の署名押印を